

横須賀市送迎車両購入補助金交付要綱

(総則)

第1条 生活介護事業所において、利用者の送迎体制を充実させるため、送迎車両の購入に対する補助金の交付について、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の例による。

(補助対象)

第3条 新たに障害者の送迎を開始する市内の生活介護事業者（本市及び神奈川県指定管理者を除く）が、障害者の送迎に使用することを目的とした車両本体の購入費とする。

2 前項の規定に関わらず、他の公的助成金を受けるものは、補助の対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、1事業所あたり、車両1台150万円を限度とする。なお、補助割合は3/4とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 見積書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 購入車両に関する支出証拠書類（請求書及び領収書の写し等）

(3) 購入車両の自動車検査証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第7条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年厚生労働省告示第320号）を準用し、4年とする。

(書類等の整備)

第 8 条 補助事業者は、規則第 8 条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。